【 建築主及び設計事務所の皆様へお知らせ 】

□構造計算適合性判定の手続き方法等が変わりました

・建築基準法の一部を改正する法律（平成２６年法律第５４号：平成 26 年 6 月 4 日公布）が平成２７年６月１日に施行されたことに伴い、構造計算適合性判定に関わる手続き等が大きく変更となりました。

（１）建築主が構造計算適合性判定を直接申請するようになりました。

イ）構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させ、建築主が建築確認とは別に構造計算適合性判定を直接申請することになり、建築主が指定構造計算適合性判定機関や申請時期を選択できるようになりました。

ロ）平成２７年６月１日以降に確認申請等（計画変更の申請を含む）を行う場合で、構造計算適合性判定が必要な建築物にあっては、建築主が確認申請等と適判申請を別々に行う必要があります。

＜注意点＞

・建築主は判定終了後、建築主事等に適合判定通知書等を提出しますが、この適合判定通知書等がなければ確認済証が交付されません。

（２）構造計算適合性判定の対象が合理化されました。

イ）これまでは構造計算の方法において、限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート３）、許容応力度等計算（ルート２）、大臣認定プログラムを使用した許容応力度計算（ルート１）が判定の対象でしたが、建築主事等で高度の専門的知識を有する者として大臣が定める要件を備える者が審査する場合は、ルート２については構造計算適合性判定の対象外となります。
（ルート２審査対応機関については建築主事等に確認して下さい。）

ロ）法第２０条の規定に既存不適格である建築物に増改築を行う際に高度な構造計算を行う場合、構造計算適合性判定の対象となります。
（高度な構造計算とは、限界耐力計算、ルート３、ルート２が該当します。）

ハ）エキスパンションジョイント等で構造上分離されている建築物の各部分はそれごとに異なる構造計算の方法が可能となりました。従って、判定対象か否かについても計算方法によりそれぞれで判断することになります。
なお、既存不適格建築物へのエキスパンションジョイントでの増築では増築部分のみ判定対象判断となり、既存部分は対象とはなりません。

＜注意点＞

・申請前に確認申請等を提出する建築主事あるいは指定確認検査機関において、当該建築物が適判対象となるかどうかについて協議しておいて下さい。

（３） 構造計算適合性判定の申請図書が簡素化されました。

イ）申請書（正本１部・副本１部）及び添付図書・書類をそれぞれに添付して計２通提出となりました。

ロ）判定に要する図書・書類は意匠図、構造図、構造計算書等に限定されました。

ハ）当センターに判定申請の際は、（別紙）「建物概要等」を１部、正本に添付して下さい。
（各種様式ダウンロード参照）

【問い合わせ先】
（一財）石川県建築住宅センター　構造判定課
TEL　076－262－6626
FAX　076－260－8476